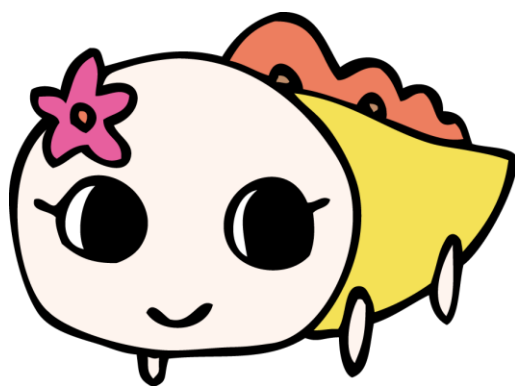


平成27年4月以降の 小規模保育所の利用について

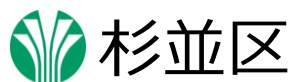
お子さんが小規模保育所に
在園している保護者の皆さまへ



- 平成27年4月以降、全ての小規模保育所（現在の東京スマート保育）は「子ども・子育て支援新制度」の対象事業（小規模保育事業B型）となります。
- 現在、小規模保育所を利用している方は、新制度実施後も原則として、引き続き同じ保育所で、同じ時間の保育を利用することができますが、次の2点が変わります。
 - ① 保育の必要性の認定を受けていただきます。・・・1参照
 - ② 保育料が変わる可能性があります。・・・・・・2参照
- 今年度で卒園の方（2歳児）や転園を考えている方は「保育施設利用のご案内」（※）をご覧ください。

（※）「保育施設利用のご案内」は、区保育課、各福祉事務所、区内認可保育所で配布しているほか、区ホームページ「保育ホッとナビ」にも掲載しています。

平成26年10月



1 保育の必要性の認定



① 認定の内容

- 小規模保育事業B型を利用するためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
- 「保育の必要性の認定」は、保護者からの申請に基づき、区が認定します。認定区分は下表の3つであり、小規模保育事業B型を利用できるのは3号認定となります。

| 支給認定区分 | 保育の必要性 | 年齢 | 保育時間 (保育の必要量※) | 利用できる 主な施設 |
|--------|--------|-------|-------------------|---------------------------------|
| 1号認定 | なし | 満3歳以上 | 教育標準時間 | 幼稚園 認定こども園 |
| 2号認定 | あり | 満3歳以上 | 保育標準時間 保育短時間 | 保育所 認定こども園 |
| 3号認定 | あり | 3歳未満 | 保育標準時間 保育短時間 | 保育所、認定こども園、 小規模保育所 など |

※ 3号認定を受けた場合、さらに、世帯ごとの「保育の必要量」に応じ、保育標準時間または保育短時間のどちらかに認定されます。

保育の必要量

- ・ 保育標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間を利用可能
- ・ 保育短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間を利用可能

* 週30時間以上の就労は「保育標準時間」、月48時間以上で週30時間未満の就労は「保育短時間」とする予定です。

② 保育を必要とする事由

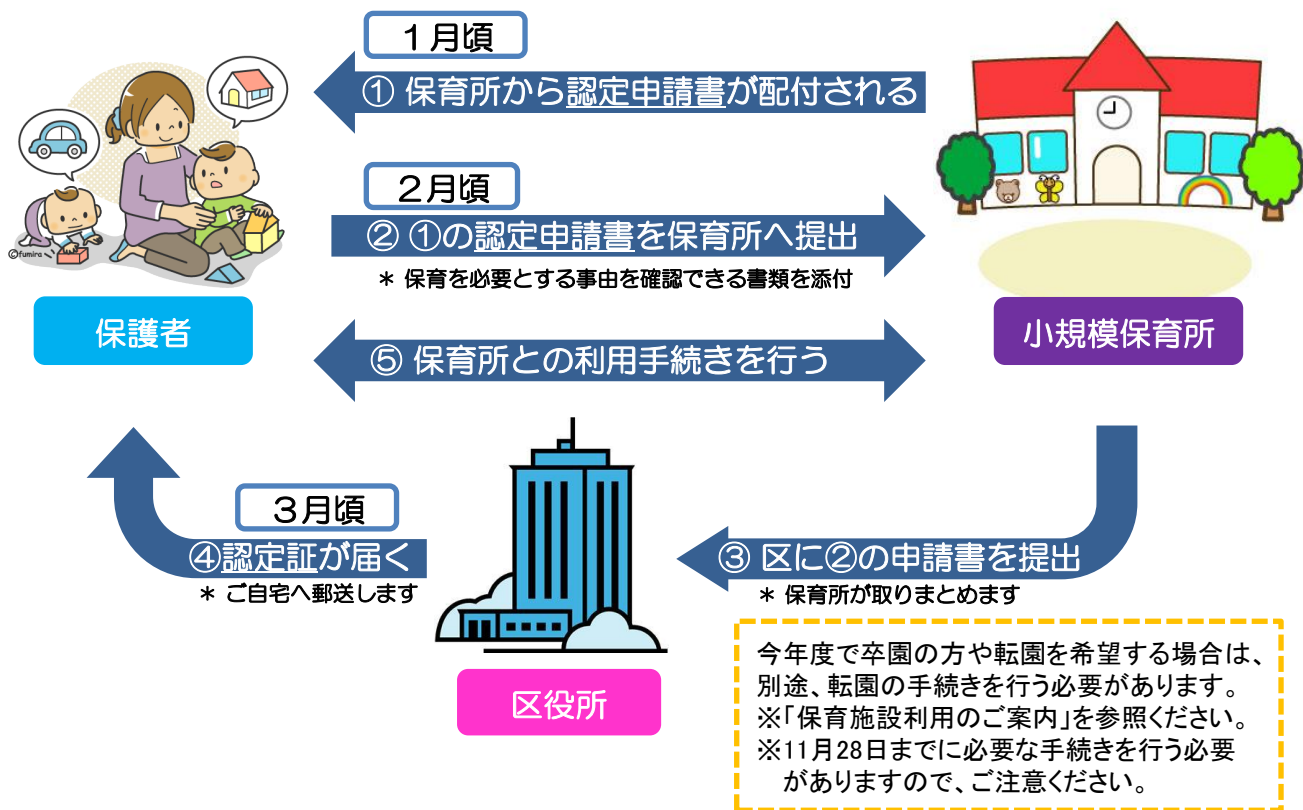
- 3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由

- 就労（1ヵ月において48時間以上労働することを常態とすること）
- 妊娠、出産
- 保護者の疾病、障害
- 同居または長期入院している親族の介護・看護
- 災害復旧にあたっている場合
- 求職活動
- 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業をする際に、すでに保育利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合
- その他、上記に類する状態として区が認める場合

③ 認定の手続

- 現在、小規模保育所を利用している方は、当該保育所を通じて保育の必要性の認定の手続きを行います。区は「認定証」を発行し、ご自宅に郵送します。



2 保育料（利用者負担額）

- 保育料は、これまでは各施設が設定していましたが、新制度に移行後は、区が所得（区民税額ベース）に応じた「応能負担」の考え方に基づく保育料を新たに設定します。実際の利用者負担額については、国が定める水準を上限に定めることとなっており、平成27年3月頃にお知らせする予定です。
- そのため、「応能負担」の考え方などから世帯の所得額等に応じて実施している、現行の認可外保育施設保育料に対する補助制度の適用はなくなります。





○ 現在、小規模保育所を利用している方

- ・「保育を必要とする事由」に該当することを前提に、原則として、新制度開始後も引き続き、同じ保育所で、同じ時間の保育を利用することができます。
- ・今年度で卒園の方、転園を希望する方は、「保育施設利用のご案内」をご確認の上、必要な利用手続きを行ってください。

○ 「保育の必要性の認定」の手続き

- ・引き続き小規模保育所を利用するために、各保育所を通じて、「保育の必要性の認定」の申請手続きをしていただきます。
- ・手続きの詳細については、平成27年1月頃に保育所を通じてお知らせする予定です。

○ 保育料（利用者負担額）

- ・新制度に移行後の保育料は、所得（区民税額ベース）に応じた保育料設定となります。実際の保育料については、平成27年3月頃にお知らせする予定です。
- ・そのため、現行の保育料に対する補助制度の適用はなくなります。



問合せ先

- 新制度に関すること・・・・・・・・・・子育て支援課 新制度準備担当
- 保育に関すること・・・・・・・・・・保育課 保育相談係

杉並区役所

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1丁目15番1号

電話:03(3312)2111(代表)

区公式ホームページ: <http://www.city.suginami.tokyo.jp>